

【ポイント】

- ・ 6割強の市町村は都市計画データベースのデジタル化をしている。
- ・ デジタル化している市町村でデジタル化から漏れている都市計画としては下水道、火葬場、ゴミ処理場等がある。
- ・ デジタル化された都市計画データベースについて公開している市区町村は約4分の1、研究機関等に限定など条件付きで公開している市区町村が約4分の1で、残りは非公開である。

1. はじめに

近年、風水害などの災害対策の観点から、住宅立地などの前提となる都市計画の空間データと浸水地域や浸水想定地域などの重なり合いの実態などの分析が、政策立案の基礎資料として重要になってきている。

その一方で、土地や住宅取引を行う市民の立場からも、都市計画などの空間データが手軽に入手し把握できることが、適切な立地行動を促す上でも重要である。

行政、市民、さらには市民にサービスを行う企業の立場からも、都市計画の空間に関するデータベースがいわば共通の制度インフラとして整備されることが望ましいといえる¹。

本研究では、そのような政策検討をする前提として、そもそも、主たる都市計画決定権者である市町村がどのような都市計画データベースを整備しているのか、特に、各種の分析を重ね合わせるうえで必須のGISでどの程度整備されているのかについての実態把握を行った。

2. 調査手法

2020年10月に、国土交通省都市局都市計画課から地方整備局等を通じて、市町村都市計画担当部局に対してアンケート実施した。アンケートの作成及びアンケートの問い合わせ対応は公益財団法人都市計画協会が担当した。

1381市区町村が回答し、すべての都市計画区域内市区町村が回答している。

3. 調査結果の概要

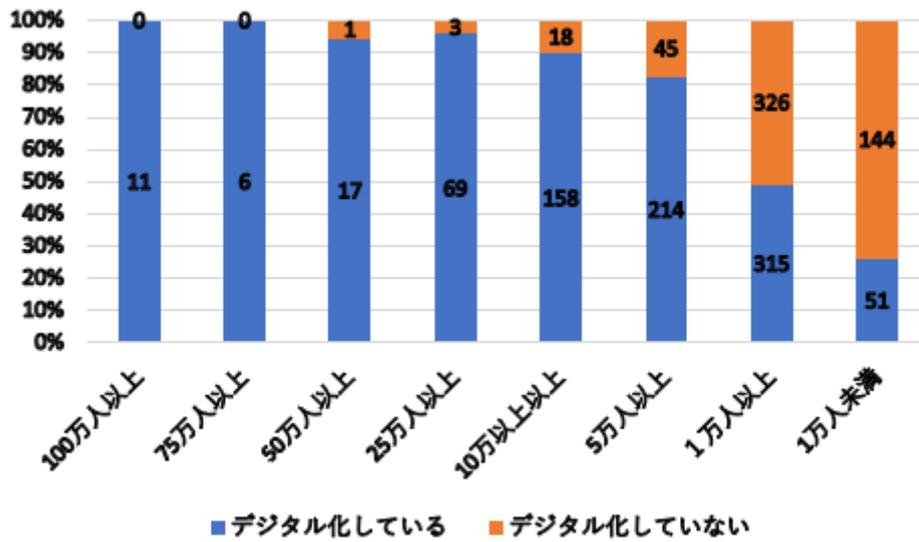
(1) 都市計画データベースのデジタル化の実態²

各市区町村に対して、GISでの都市計画データベースを整備しているかを聞いた結果は図1及び図2のとおり。

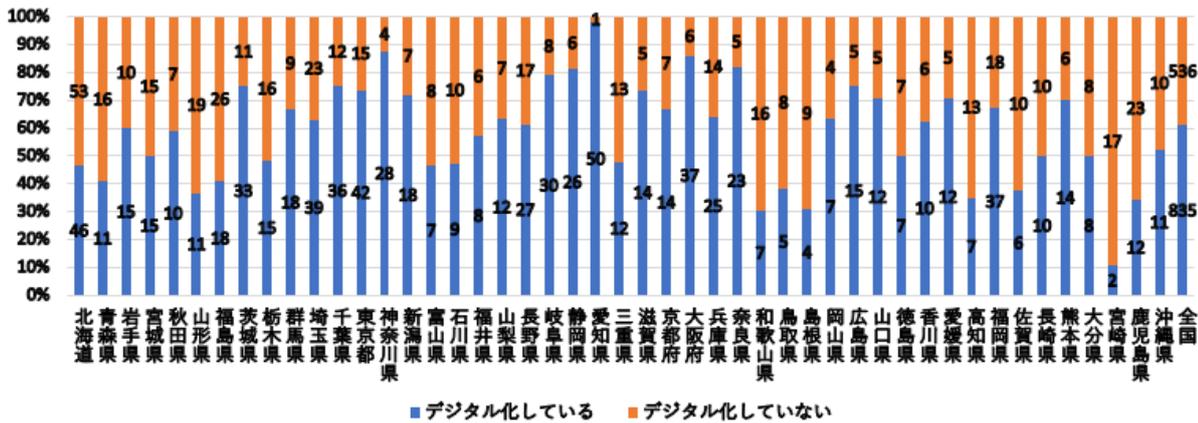
図1で明らかなおおり、人口規模の大きな市区町村ではデジタル化が進んでいる。

都道府県別でみると、図2で明らかなおおり、大都市圏の都府県でデジタル化が進んでいるものの、他の道県では相当にばらつきがあることがわかる。

(図1) 人口規模別にみた都市計画データベースのデジタル化の実態



(図2) 都道府県別の都市計画データベースのデジタル化の実態

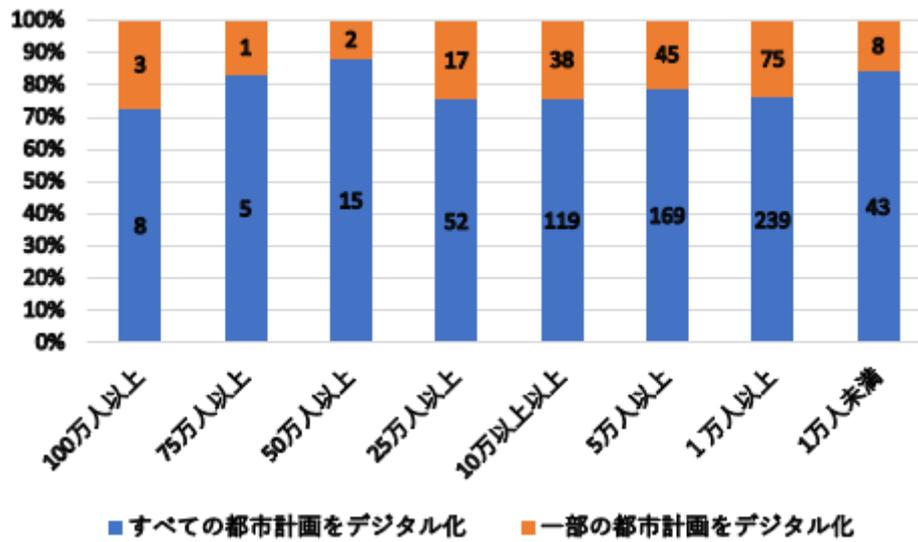


(2) デジタル化した都市計画データベースの内容

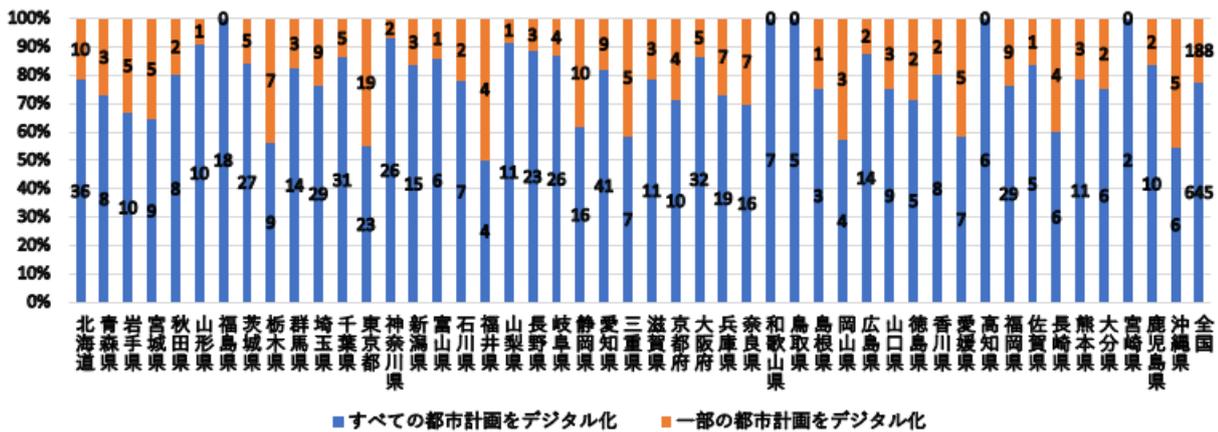
図3のとおり、デジタル化した都市計画の内容がすべてか、一部に限っているかについては、図1ほど明確ではないものの、特に、人口規模が小さな市町村ではデジタル化していても一部に限る傾向がある。

都道府県別の実態は、図4のとおり、ばらつきはあるものの、大都市圏が高いなどの特徴ある傾向はみられない。

(図3) 人口規模別にみたデジタル化した都市計画の内容



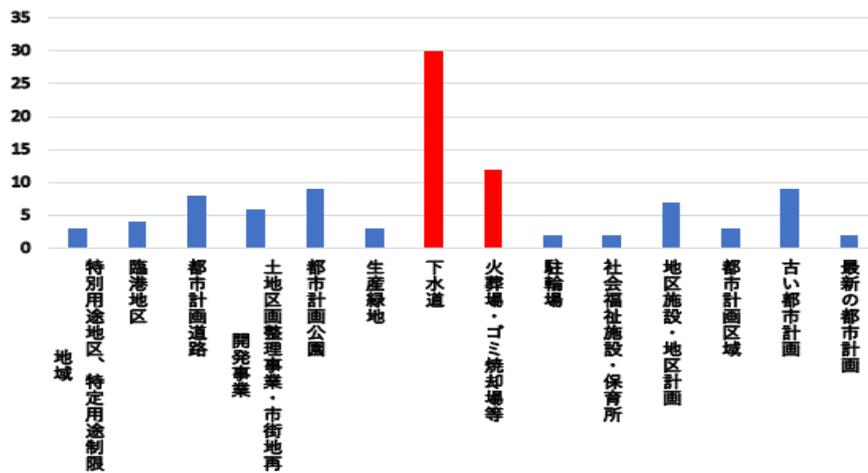
(図4) 都道府県別のデジタル化した都市計画の内容



なお、デジタル化していない都市計画の内容について、自由記述欄に特に記載しているものを示すと、図5のとおりである。

傾向としては、下水道関係（処理区域など）と火葬場、ゴミ焼却施設等がデジタル化から漏れている事例が多いと推測される。

(図5) デジタル化していない都市計画の具体的内容³

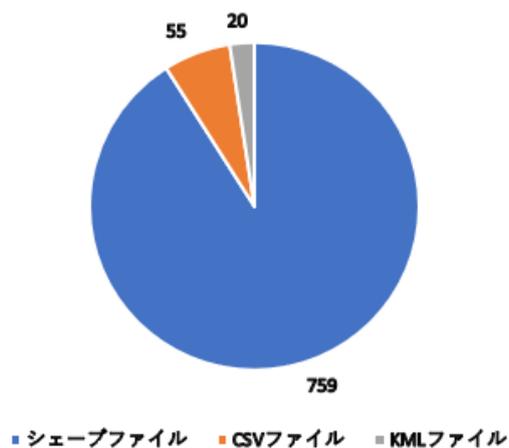


(3) 都市計画データベースのデータ形式の実態

都市計画データベースのデータ形式についての市区町村の回答は図5のとおり。

なお、市区町村の都市計画担当課においてデータ形式に専門知識が十分でない場合もありえるので、結果について幅をもって解釈すべきと考える。

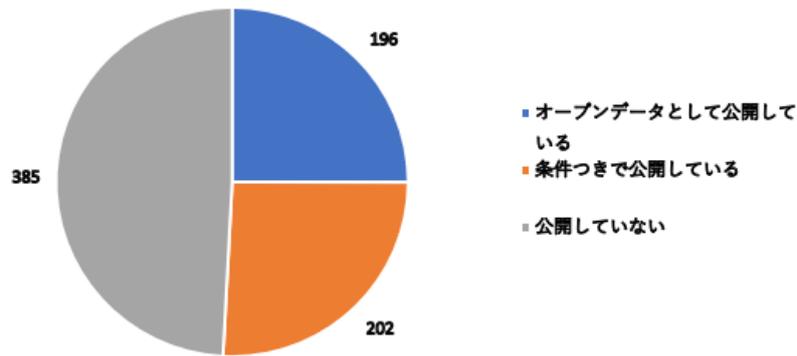
(図6) 都市計画データベースのデータ形式



(4) 都市計画データベースの公開状況の実態

市区町村が整備している都市計画データベースについての公開状況については図7のとおりである。オープンデータとして公開しているものは約4分の1、条件つきで公開、例えば、研究機関や行政機関などからの申請に基づく場合にのみ公開している市区町村が約4分の1で、約半数が非公開である。

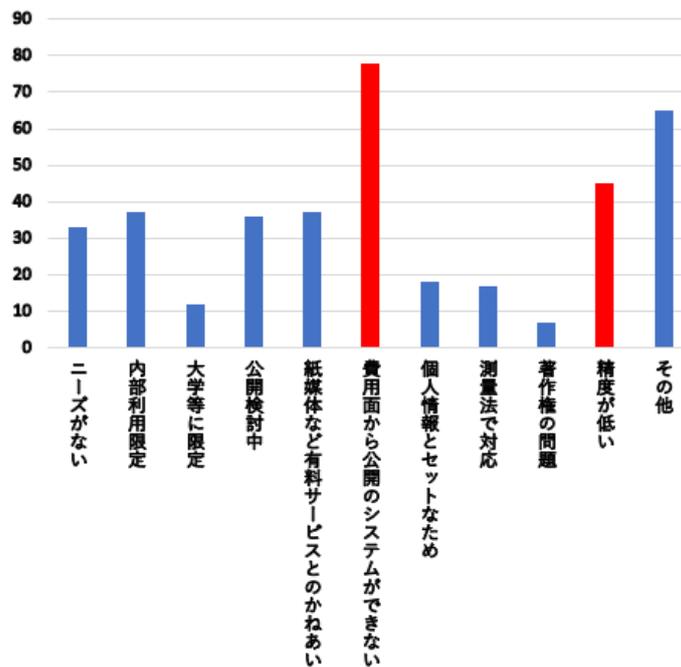
(図7) 都市計画データベースの公開状況



非公開または条件つき公開をしている理由について、自由記述欄から分類したものは図8のとおりである。

かならずしも、非公開または条件つき公開の市区町村のすべてが回答しているわけではなく、また、回答内容自体も明確にその非公開等の理由を述べているわけではないが、「費用面から公開のためのシステムが整備できないこと」、及び「整備されている都市計画データの精度が低いこと」が相対的には大きな理由と推測される。

(図8) 都市計画データベースを公開しないまたは条件つき公開とする理由の事例



4. まとめ

今回は、国土交通省都市局都市計画課及び公益財団法人都市計画協会のご協力によって、市区町村の都市計画データベースのデジタル化の実態を把握した。

都市計画データベースが、本来、行政、市民、企業にとって、共通の制度インフラとして使いやすい形で提供されることが望ましいと考える。

本調査はその問題意識の第一歩であるが、今後もその問題意識のもと、研究を継続する予定である。

(佐々木晶二)

¹ 現状において、民間企業提供の有料都市計画データベースがあること、国土交通省が提供している国土数値情報が存在することが把握しているが、民間企業などからは、最新の情報を提供しつつ、実費程度の安価で情報が入手できる制度インフラへの要望が存在する。

² 本アンケート調査では、PDF で提供しているものはデジタル化の対象外として扱っている。以下同じ。

³ 作図の都合上、全国で1市町村しか具体的にデジタル化していないと指摘したものは除外している。デジタル化していない都市計画であって、1市町村のみが回答したものとしては、「用途地域以外全部」「都市高速鉄道」「伝統的建造物群保存地区」「自動車ターミナル」「一団地の住宅施設」「学校」「河川」がある。